

運輸安全マネジメントに関する取組み

国際興業株式会社では、輸送の安全確保のため安全最優先・法令遵守・継続的改善を、社長をはじめ担当役員・全従業員が一丸となって取り組んでいます。

平成 30 年度安全方針

「安全最優先の厳守」

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 輸送の安全に関する基本的な方針を設定し、社内に周知する。

- ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ② 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善 (Plan, Do, Check, Act) を確実に実施、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- ③ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(2) 安全方針の各社員の理解度等を本社に於ける講習会、各営業所に於ける事務員及び乗務員対象の講習会にて、テスト・アンケート等を用いて定期的に把握する。

(3) 毎年度末の安全管理委員会（マネジメントレビュー）の結果に基づき、1年毎に（現行の安全方針の変更の必要性の有無を検討すること、周知方法を見直すこと等を含む。）見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 平成 29 年度目標及び達成状況

☆ 乗合バス

目標① 発進時・ドア開閉時の車内事故 0 件

[達成状況] 15 件（目標より 15 件超過）

目標② 自転車利用者追い越し・追い抜き時の事故 0 件

[達成状況] 3 件（目標より 3 件超過）

目標③ 健康起因による事故「ゼロ」

[達成状況] 1 件（目標より 1 件超過）

☆ 観光バス

目標① 有責人身事故 0 件

[達成状況] 0 件 (目標達成)

目標② 静止物事故 5 件以内

[達成状況] 8 件 (目標より 3 件超過)

目標③ 健康起因による事故「ゼロ」

[達成状況] 0 件 (目標達成)

(2) 平成 30 年度目標

① 事故限界目標数

乗合：発進時・ドア開閉時の車内事故 0 件

観光：有責人身事故 0 件

：静止物への接触事故 合計 3 件以内

② 健康起因による事故「ゼロ」

3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故 (重大・大型事故等被害甚大なケース) に関する統計

[総件数及び類似別の事故件数]

平成 29 年度総件数 5 件

部門内訳：乗合バス 5 件、観光バス 0 件

種別内訳：健康起因による接触事故 1 件、車内事故 2 件、自転車利用者との人身事故 1 件
バイクとの人身事故 1 件

4. 安全管理規程

当社の安全管理規程は別紙の通りです。

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 平成 29 年度に講じた措置

☆乗合バス

① 小集団による乗務員教育の定例化

28 年度に取組んだ「少人数、実技を組み合わせた教育」に対する乗務員の反響が大きく、相応の教育効果が見込まれることから、小集団教育として定例化する。

② 営業所監督者層教育の制度化

主に点呼執行業務に就く監督者は営業所業務の要であり、この円滑な運営が事故をはじめとしたトラブル防止に大きく寄与することから、事故防止面を中心とした総合的な研修の実施を制度化し、監督者としてのスキルアップを図る。

☆ 観光バス

① ドライブレコーダーの導入と活用

常時録画機能の付いたドライブレコーダーを全車両に搭載し、事故発生時の原因分析等に活用する他、映像等を乗務員教育に活用した。

(2) 平成 30 年度に講じようとする措置

(2)-1 新規の取組

☆ 乗合バス

① 小集団による乗務員教育

28 年度より少人数・実技を組み合わせた教育を開始し、29 年度はこの定例化を図るべく年 4 回行う講習会の他に、乗務員全員に対し年 1 回 1 時間で実施していたが、この結果を踏まえて 30 年度は毎年実施する定期教育の実施方法を全面的に刷新し、全て小集団で行うことで浸透度合いや教育結果を高める。

② ヒヤリ・ハット情報収集の推進とこれを活用した教育の実施

収集が伸び悩んでいる「ヒヤリ・ハット情報」につき、情報提供のための新たな推進策を構築して定期的にも実施すると共に、これを教育に活用して事故抑止の一助とする。

☆ 観光バス

事故惹起者に対する実地教育

有責事故の殆どが静止物への接触であることを踏まえ、該当する事故惹起者に対し通常の特別教育の他に、コース走行やサークルトレーニングを通じ、車両特性や安全確認の方法を再認識させるために実施教育を行う。

(2)-2 継続的な取組

☆ 乗合バス

- ① 営業所監督者層教育
- ② 重大事故・事件等への対応訓練実施
- ③ 発進時車内ミラー指差確認の実施
- ④ 自治会等への車内事故防止働き掛け推進
- ⑤ 乗務員教育体制の充実・細分化
- ⑥ 「安全方針」浸透度の把握
- ⑦ 安全保安要員の配置
- ⑧ 都内バス安全運転コンテスト出場

☆ 観光バス

- ① ドライブレコーダーを活用した教育
- ② 外部専門施設での安全運転実技研修
- ③ 重大事故・事件等への対応訓練実施
- ④ 乗客のシートベルト着用促進

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

当社の安全管理規程施行細則別表 1-1～4 の通りです。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、実施予定

(1) 平成 29 年度の教育及び研修の実施状況は、以下の通りです。

- ① 当社の輸送の安全に対する取組の確認と運輸安全マネジメントに対する啓蒙を目的とし、本社経営管理部門（運輸事業部・観光バス事業部・運輸管理部）の全社員を対象に内部講師による運輸安全マネジメント講習会を平成 29 年 4 月 20 日・21 日に実施した。
- ② 各営業所（現業部門）に於いては期間中に 4 回、全乗務員を対象とした講習会を開催し、取組内容及び進捗状況の確認と、輸送の安全に関する教育を実施した。

(2) 平成 30 年度年間教育及び研修の実施予定は、当社の安全管理規程施行細則別表 2 の通りです。

- ① 本社経営管理部門（運輸事業部・観光バス事業部・運輸管理部）に対しては、全社員を対象に今年度の目標、取組の周知徹底を図るべく、4 月 16 日・18 日に講習会を開催する。（実施済み）

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

[実施期間] 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

[実施対象] 社長、安全統括管理者、観光バス事業部長

乗合バス 2 営業所〔赤羽・西浦和〕、観光バス 1 営業所〔さいたま〕

[実施結果] 下記の通りの指摘があった。

- ①書類の保管が適切になされていない。（赤羽営業所）
- ②健康状態申告書の通院記録及び指導記録に不備が見られた。
（赤羽営業所・西浦和営業所・観光さいたま営業所）
- ③乗務報告書、点呼記録簿の記載内容に不備が見られた。
（赤羽営業所・西浦和営業所・観光さいたま営業所）
- ④休息場所変更時の乗務報告書への変更記載に不備が見られた。（西浦和営業所）
- ⑤運行指示書に一部不備が見られた。（観光さいたま営業所）
- ⑥車速 100 キロオーバーの運転士に対し適正な指導がなされていない。
（観光さいたま営業所）

上記①～⑥に対し、それぞれ講じた措置及び講じようとする措置については以下の通りである。

- ①書類保管場所を整理して書類名、期間別に保管するように徹底（赤羽営業所）
- ②衛星管理者による健康管理指導後、管理者2名による申告書のチェックを行う。
副所長及び衛星管理者への再指導を実施し徹底した。（赤羽営業所・西浦和営業所・観光さいたま営業所）
- ③乗務報告書、点呼記録簿等、帳票類の確認徹底を点呼者、管理者に指導を実施した。
書類確認方法の資料を作成し、所員へ周知徹底した。
（赤羽営業所・西浦和営業所・観光さいたま営業所）
- ④休息場所変更時の対応方の資料を作成し所員へ配布し徹底した。（西浦和営業所）
- ⑤事務員と面談を実施して勤務変番時の対応方の指導を実施し徹底した。
（観光さいたま営業所）
- ⑥事務員に対して速度の重要性に対して指導を実施し徹底した。（観光さいたま営業所）

9. 安全統括管理者に係る情報

常務執行役員 小山 秀樹

10. 行政処分

平成 27 年度行政処分なし。

平成 28 年度行政処分なし。

平成 29 年度行政処分なし。